

主な改定箇所にアンダーラインを引いています。

岡山県配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画 改定素案

令和2年11月

岡山県

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の見直し	1
4 改定の趣旨	1

第2章 配偶者からの暴力の現状

2

第3章 計画の内容

計画の体系	3
-------	---

基本目標I 発生防止及び抑止に向けた取組の推進

【重点目標1】人権教育・啓発の推進	5
【重点目標2】配偶者からの暴力の防止等への理解促進	5
【重点目標3】配偶者からの暴力に関する調査研究の推進	6

基本目標II 被害者等救済体制の充実

【重点目標4】相談体制の充実	8
【重点目標5】発見・通報に関する体制整備	10
【重点目標6】迅速で安全な保護体制の充実	10
【重点目標7】同伴家族等への保護と援助	12
【重点目標8】外国人・障害のある人への配慮	13
【重点目標9】交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策	13

基本目標III 被害者の自立を支援する環境整備

【重点目標10】住居の確保に向けた支援	15
【重点目標11】経済的自立に向けた支援	15
【重点目標12】被害者等に関する個人情報保護	16
【重点目標13】司法手続に関する支援	16
【重点目標14】地域における支援活動	17
【重点目標15】心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援	18

基本目標IV 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

【重点目標16】施策調整機能の強化	19
【重点目標17】市町村の施策との連携強化	19
【重点目標18】職務関係者の資質向上への取組強化	20
【重点目標19】民間団体との協働	20
【重点目標20】苦情への適切な対応	21

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

配偶者からの暴力（注1）（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

DVの根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で不可欠であり、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題です。

県では、DVのない社会づくりを目指し、DV対策を総合的かつ効果的に推進するため、取り組むべき施策を取りまとめた「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、市町村や民間団体等と緊密な連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護及び自立支援等に取り組んでいきます。

（注1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に規定する暴力

・配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）をいいます。「配偶者」には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力については、「配偶者からの暴力」に含みます。

・生活の本拠を共にする交際相手からの暴力

「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」とは、「元生活の本拠を共にする交際相手（生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合）からの暴力」を含み、「配偶者からの暴力」に準じて、DV防止法の適用対象とされます。

2 計画の位置付け

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）（以下「DV防止法」という。）第2条の3第1項の規定による岡山県の基本計画として策定するとともに、「第5次おかやまウィズプラン（仮称）」の基本目標II「男女の人権が尊重される社会の構築」中の重点目標5「男女間のあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

3 計画の見直し

この計画は、DV防止法第2条の2に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合に、必要に応じて見直すこととします。

4 改定の趣旨

令和2（2020）年3月に、DVが児童虐待と密接な関連があることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応の連携強化を図ることを内容とする国基本方針の改正が行われました。この改正を踏まえ、県基本計画を改定するものです。

（参考）これまでの経緯

平成13(2001)年6月	「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を制定 (家庭内等における配偶者等に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為を禁止(第22条第1号))
平成14(2002)年4月	女性相談所と男女共同参画推進センター（以下「ウィズセンター」という。）に配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）を設置

平成 17(2005)年 3月	県基本計画の策定
平成 20(2008)年 7月	県基本計画の改定 (市町村による基本計画の策定と支援センターの設置の促進など)
平成 26(2014)年 9月	県基本計画の改定 (生活の本拠を供にする交際相手からの暴力を適用対象とすることなど)

第2章 配偶者からの暴力の現状

(国内の現状)

内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 29(2017)年)によると、これまでに結婚したことのある人のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれかについて 1 度でも受けたことがある人の割合は、女性が 31.3%、男性が 19.9%となっています。

全国の支援センター(令和元(2019)年 12 月現在 287 カ所)に寄せられたDV相談件数は、平成 30(2018)年度には 11 万件を超え、5 年連続で 10 万件を超える高水準で推移しています。警察におけるDV相談件数も、令和元(2019)年には 8 万件を超え、増加傾向にあります。

婦人相談所における一時保護のうち夫等からの暴力を理由とする者は、平成 30(2018)年度 2,814 人となっています。

DV被害者は、女性である場合が多く、令和元(2019)年に検挙した配偶者間(内縁を含む。)における殺人、傷害、暴行事件は 7,784 件であり、そのうち 6,986 件(89.7%)は女性が被害者となった事件です。

また、令和元(2019)年に発令された配偶者暴力等に関する保護命令件数は 1,591 件であり、そのうち被害者に関する保護命令と「子」への接近禁止命令が 40.5%、被害者に関する保護命令のみが 25.1%、被害者に関する保護命令と「子」と「親族等」への接近禁止命令が 21.2%となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響により、全国的にDVの増加や深刻化も懸念されています。

(県内の現状)

県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度)では、これまでに結婚(事実婚を含む)したことのある人のうち、配偶者から精神的暴力、身体的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力のいずれかの暴力を受けたことのある人は、女性 36.2%、男性 21.7%となっており、女性の約 3 人に 1 人は、いずれかの暴力を 1 度でも経験しています。

また、これまでに交際相手がいた人のうち、交際相手からいのちの暴力を受けたことがある人は、女性が 16.4%、男性が 8.7%となっています。

令和元(2019)年度に岡山県内の支援センター(女性相談所、ウィズセンター、岡山市男女共同参画相談支援センター、倉敷市男女共同参画推進センター)及び県警察に寄せられたDV相談件数は、3,667 件であり、近年年間 3,000 件を超えて推移しています。

また、女性相談所が行っている一時保護(DVを原因とするものに限る。)については、平成 14(2002)年 4 月から令和 2(2020)年 3 月までの 18 年間に 1,047 件実施しており、年間平均件数は約 58 件となっています。

警察におけるDV事案における令和元(2019)年の検挙件数は 186 件であり、令和元(2019)年に発令された配偶者暴力等に関する保護命令件数は 64 件でした。

第3章 計画の内容

(計画の体系)

基本目標Ⅰ 発生防止及び抑止に向けた取組の推進

【重点目標1】人権教育・啓発の推進

【推進する施策】

人権教育の推進

多様な機会をとらえた意識啓発

【重点目標2】配偶者からの暴力の防止等への理解促進

【推進する施策】

セミナーの開催等による普及啓発

理解促進のための啓発資材の作成と活用

【重点目標3】配偶者からの暴力に関する調査研究の推進

【推進する施策】

「アルコール依存症」等への支援体制の充実

加害者の更生のための指導

男性の一時保護の検討

基本目標Ⅱ 被害者等救済体制の充実

【重点目標4】相談体制の充実

【推進する施策】

県配偶者暴力相談支援センターの機能強化

市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援

市町村要保護児童対策地域協議会の活用

女性相談員等による相談の実施

男性相談員による男性相談の実施

警察における相談体制の充実

休日・夜間相談窓口の開設

相談対応の手引の改訂と実務研修の実施

相談員のメンタルヘルスケア体制の整備

【重点目標5】発見・通報に関する体制整備

【推進する施策】

子ども、高齢者及び障害者虐待相談窓口との協力体制づくり

医療関係者等の理解の促進

民生委員・児童委員等への働きかけ

【重点目標6】迅速で安全な保護体制の充実

【推進する施策】

緊急時の安全の確保と同行支援

一時保護機能の充実

一時保護後の対応

警察による被害の防止措置

保護命令制度の利用の助言

保護命令の通知を受けた場合の対応

広域連携の推進

【重点目標7】同伴家族等への保護と援助

【推進する施策】

子どもへの支援

高齢者及び障害者虐待防止の推進

教育機関・保育所への協力要請等

【重点目標8】外国人・障害のある人への配慮

【推進する施策】

外国語・点字等による支援情報の提供

外国語での相談対応

【重点目標9】交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策

【推進する施策】

若年層に対する教育・啓発の推進

被害者相談の実施と被害者の保護

基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する環境整備

【重点目標 10】住居の確保に向けた支援

【推進する施策】

入居への支援
市町村への依頼

【重点目標 11】経済的自立に向けた支援

【推進する施策】

被害者の就業に向けた情報提供
企業等に対する働きかけ
福祉事務所等への理解促進
ひとり親家庭支援センター等の活用

【重点目標 12】被害者等に関する個人情報保護

【推進する施策】

市町村住民基本台帳担当窓口・福祉事務所等への周知
教育機関・保育所への協力要請等（再掲）

【重点目標 13】司法手続に関する支援

【推進する施策】

法律相談の実施
法律扶助制度などの周知
女性の人権相談機関連絡会の活用
岡山県外国人相談センターにおける相談対応

【重点目標 14】地域における支援活動

【推進する施策】

DV被害者サポーター養成研修
民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）

【重点目標 15】心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援

【推進する施策】

メンタルヘルスケア
ステップハウスの提供
自助グループの活動支援
子どもへの支援（再掲）

基本目標Ⅳ 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

【重点目標 16】施策調整機能の強化

【推進する施策】

岡山県DV対策会議の活用
県配偶者暴力相談支援センターの機能強化（再掲）
DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化

【重点目標 17】市町村の施策との連携強化

【推進する施策】

市町村基本計画との調整と策定支援
市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援（再掲）

【重点目標 18】職務関係者の資質向上への取組強化

【推進する施策】

相談窓口担当職員研修
DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化（再掲）

【重点目標 19】民間団体との協働

【推進する施策】

医療関係者等の理解の促進（再掲）
民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）
DV防止・被害者支援団体との連携強化

【重点目標 20】苦情への適切な対応

【推進する施策】

苦情への対応

基本目標Ⅰ 発生防止及び抑止に向けた取組の推進

DVの根絶のためには、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育などの場で、幼少時から命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行う必要があります。

また、どのような行為がDVに該当し、人を傷付け、尊厳を害するか、被害者にも加害者にもならないよう、それぞれの立場から正しく認識することが重要です。

さらに、加害者に対しては、被害者を増加させないためにも、再び暴力を振るわないようとする更生のための対策も必要です。

【重点目標1】人権教育・啓発の推進

現状と課題

本県では、自他の人権を大切にするとともに、暴力を否定する意識の醸成を図るために、学校及び地域における人権教育・啓発を推進しています。また、男女が互いに相手の人格を尊重する意識や態度を身に付けるために男女平等を推進する教育を取り組み、各種研修会の開催、資料の整備等を行っています。今後さらに、日常生活において人権への配慮がその態度及び行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。

女性の人権尊重に関しては、「第5次おかやまウィズプラン（仮称）」に基づき、ウィズセンターの行う各種セミナー、パンフレットへの掲載等、機会をとらえて意識啓発に努めています。

今後も、こうした多様な媒体と機会を有効に活用して、人権教育や人権啓発に努めていく必要があります。

【推進する施策】

○ 人権教育の推進

今後も、自他の大切さを認めたり、男女が互いに相手の人格を尊重することができる意識や態度を身に付けるため、学校における人権教育、男女平等を推進する教育、性に関する教育を充実するとともに、家庭及び地域における学習支援及び情報提供に努めます。また、暴力を否定する意識の醸成を図るとともに、暴力等の人権侵害から子どもが自分の身を守るための力を育成できるような取組を支援します。

（教育庁人権教育課）

○ 多様な機会をとらえた意識啓発

今後も、広報紙、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用して人権尊重に関する県政広報を行っていくほか、各種セミナーの開催、講師の派遣、リーフレット及びパンフレットの配布等により、男女共同参画の視点も含めた人権啓発を行っていきます。

また、講師の派遣により男女共同参画社会の実現をテーマにした研修を行うなど、事業所等においても人権尊重の意識啓発を積極的に行っていきます。

（男女共同参画青少年課、ウィズセンター、人権施策推進課、教育庁人権教育課）

【重点目標2】配偶者からの暴力の防止等への理解促進

現状と課題

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）及び人権週間（12月4日～12月10日）の期間中やその前後に、県民に対して各種広報媒体を活用してDVに関する理解促進に努めています。

DVの被害者は、自分が被害者だと気付いていないケースもあることから、DVは、身体的

暴力だけでなく精神的、性的、経済的、社会的な暴力も含まれることを広く周知し、一人で悩まないで相談機関に相談することなどを啓発する必要があります。

【推進する施策】

○ セミナーの開催等による普及啓発

今後とも、広報紙、テレビ・ラジオ、SNS等の各種広報媒体を活用したDVに関する知識及び相談窓口について広報に努めます。 ウィズセンターを中心にDVに関するセミナー、出前講座等を県内各地で実施し、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを知ってもらい、どのような間柄であれ暴力は許されないという県民意識の醸成を図ります。また、身近な人が被害者となった場合に、DVの潜在化及び被害の深刻化を防ぎ、二次的被害を未然に防止できるよう、県民のDVへの理解の促進に努めます。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター〉

○ 理解促進のための啓発資材の作成と活用

被害者の保護や支援が行われるためには、受けている暴力行為がDVであることを被害者自身が認識し、自分自身の置かれている状況に早く気付くことが必要です。

また、深刻な事態を招かないよう、加害者が早い段階で、自らが行っている行為がDVであり、重大な人権侵害であることを認識し、反省することにより、改善につなげていくことも有効です。

そのため、具体的な行動からDVの現状が認識できるような啓発資材を作成・配布し、被害者・加害者とも自分自身の置かれている状況に早く気付くことができるよう、被害の未然防止・早期発見に努めます。また、併せて、啓発資材に支援センターなどのDV被害相談窓口を掲載し、周知を図ります。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター〉

【重点目標3】配偶者からの暴力に関する調査研究の推進

—現状と課題—

加害者の更生のための指導については、諸外国で取り組まれている更生プログラムを含め、どのような方法が有効であるか明確な結論は得られていませんが、引き続き、国の検討状況等を注視していく必要があります。

また、DVとアルコールや薬物、ギャンブル等との関連性が指摘されており、アルコール依存症等の支援体制の充実に向けて取組を進めていく必要があります。

【推進する施策】

○ 「アルコール依存症」等への支援体制の充実

DVとアルコールや薬物、ギャンブル等との関連性はかねてから指摘されています。アルコール、薬物、ギャンブル等依存症については、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、その特性や、専門医療機関の不足等から必要な治療を受けられない現状があります。

これらについて、精神障害として、岡山県精神保健福祉センターや県下の保健所で相談体制をとり支援に取り組んでいます。また、平成29(2017)年度からは地方独立行政法人岡山県精神科医療センターを依存症の治療拠点機関とともに、専門医療機関の指定を行うなど、専門的な治療を受けられるよう体制を整備しています。今後、地域支援者の育成や、相談体制の充実が図られるよう関係機関との連携を強化していきます。

〈健康推進課〉

○ 加害者の更生のための指導

自立生活を営もうとする被害者の安全の確保、子どもの目の前でDVが行われるなどDVのある家庭で育った子どもたちへ暴力が連鎖していくのを防ぐためには、加害者更生の方法が確立される必要があります。

しかしながら、加害者の更生のための指導については、どのようなものが有効であるか未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、実際に更生していないにもかかわらず、被害者やその関係者に加害者が更生したとの錯覚を与えるなどといった危険性があることも指摘されています。

こうした点を踏まえて、加害者更生プログラムの構築に向けた国の検討状況や、他の地方公共団体及び民間機関における取組状況等を情報収集するとともに、県内の市町村やDVの防止及び被害者の保護などに取り組む民間団体への情報提供を行います。

〈男女共同参画青少年課〉

○ 男性の一時保護の検討

現状での一時保護は女性にのみ対応していることから、男性が被害を受け、一時保護の必要があると認められる場合の適切な避難場所・方法について調査研究を行います。

〈子ども家庭課、女性相談所〉

基本目標II 被害者等救済体制の充実

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者や同伴家族の身の安全の確保が最も優先されます。

現在、県内では、支援センター・警察、市町村等が協力・連携をして被害者からの相談受付や情報提供、24時間体制の一時保護に当たっていますが、その機能を今後さらに充実するとともに、被害者の意向を尊重し、一人ひとりの状況に適切に対応できるよう、一層の体制整備を行う必要があります。

【重点目標4】相談体制の充実

現状と課題

本県では、平成14(2002)年度から女性相談所とウィズセンターをDV防止法に基づく支援センターの機能を果たす施設に位置付け、DVに関する相談業務を行っています。

平成16(2004)年のDV防止法の改正により市町村が支援センターを設置できるようになり、平成19(2007)年の改正により設置が努力義務化されたことを受け、県内の市町村では、平成16(2004)年に岡山市が、平成21(2009)年に倉敷市が支援センターを設置しています。

被害者にとって最も身近な行政主体である市町村において、支援センターの設置の促進など相談体制の充実を進める必要があります。

また、相談担当職員の資質向上、メンタルヘルスケアについて、研修会の実施等を通じた一層の取組を行う必要があります。

【推進する施策】

○ 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化

県の支援センターでは、心理療法担当職員による被害者の心理的ケア、精神科医師による「こころの相談」及び弁護士による「法律相談」といった無料相談事業等を実施しており、その機能強化と質の向上などに努めています。

また、女性相談所は、県内の支援センターその他のDV被害相談窓口の連携の中心となる施設として、関係機関の協力のもと、処遇の難しい事案への対応及び専門的・広域的な対応が求められる業務を担っていきます。

なお、ウィズセンターと女性相談所が同じ建物内にあることから、女性相談所が有する一時保護機能、ウィズセンターによる被害者の自立のための就業支援等、それぞれの機能を生かし効果的に連携しながら、被害者支援に対応していきます。

(男女共同参画青少年課、ウィズセンター、女性相談所)

○ 市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援

被害者の相談内容に応じ、県の支援センターと市町村の支援センター、市町村のDV被害相談窓口とは、相互に業務内容を理解し、連携を図りながら被害者支援に努めます。

被害者にとって最も身近な行政主体である市町村の相談体制を充実させるため、市町村に対して支援センターの設置や女性相談員(注2)の設置を働きかけていきます。また、設置に向けた検討に取り組む市町村に対して、職員や相談員の研修や相談業務へのアドバイスなどの支援を行い、被害者の身近なセーフティーネットの輪を広げていきます。

(男女共同参画青少年課、ウィズセンター、女性相談所)

(注2) 女性相談員

売春防止法第35条に規定された婦人相談員のこと。都道府県知事、市長から委嘱され、要保護女子等の発見、相談、指導等を行うこととされています。

DV防止法第4条により、被害者の相談、必要な指導を行うこととされています。
岡山県では女性相談員といいます。以下、婦人相談員のことを女性相談員といいます。

○ 市町村要保護児童対策地域協議会の活用

DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に市町村の支援センターやDV相談担当部署が参画するよう働きかけることなどにより、関係機関が個々の事案について連携して適切に対処できるように支援します。

（男女共同参画青少年課、ウィズセンター、子ども家庭課、女性相談所）

○ 女性相談員等による相談の実施

支援センター以外のDV被害の相談窓口として、各県民局や児童相談所に配置している女性相談員等が被害者の相談に応じ、必要な支援を行います。また、被害者に支援センターに関する情報の提供を行うとともに、必要に応じ、女性相談所等に相談事案の引継ぎを行います。

（子ども家庭課、女性相談所）

○ 男性相談員による男性相談の実施

男性相談員による専用電話での電話相談を実施し、DV被害を含めた男性からの相談に応じ、必要な支援を行います。

（ウィズセンター）

○ 警察における相談体制の充実

被害者に対して、緊急時の110番通報の必要性や、自衛手段、関係機関の窓口、その他警察が取り得る各種の対応について情報提供するなど、被害者の立場に立った対応を行います。

また、被害者の負担を軽減し、二次的被害を与えないよう、女性警察職員による被害相談対応等、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。

（警察本部県民応接課、同子ども女性安全対策課）

○ 休日・夜間相談窓口の開設

休日・夜間の相談ニーズに対応するため、休日及び夜間の電話相談を実施します。

（男女共同参画青少年課、女性相談所）

○ 相談対応の手引の改訂と実務研修の実施

DV相談に関する手順や留意点を整理した相談対応の手引について、内容のブラッシュアップを図りながら改訂し、相談に有効活用します。また、生活保護、健康保険、住宅、利用可能な貸付制度等に関する実務的な研修を実施することにより、相談員の一層の資質向上を図ります。

（男女共同参画青少年課 ほか）

○ 相談員のメンタルヘルスケア体制の整備

相談員は、被害者からの深刻な被害状況等について数多くの話を聞くうち、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、納得のいく解決策が容易に見いだせないことにより業務に意欲を失い、虚無感にさいなまれる、いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）状態」に陥ったりすることが指摘されています。

支援センターの相談員や県や市町村の相談窓口の相談員に対し、外部の専門家が助言や指導を行うスーパービジョン（注3）を実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。

（ウィズセンター、女性相談所）

（注3）スーパービジョン

相談員が同等、またはより経験のある者にケースの評価・検討を受ける、指導監督的、教育的、支援的活動のこと。

【重点目標5】発見・通報に関する体制整備

現状と課題

本県では、支援センターをはじめとするDV相談窓口の連絡先や相談時間を記載したカードを作成し、DV被害者を発見しやすい立場にある医療機関等に配布し、被害者への情報提供について協力を要請しています。

また、県医師会及び県看護協会の協力を得て、「医療関係者向けDV被害者対応ガイドライン」を作成し、医療機関等に備え付けています。

引き続き、被害者の発見・通報が迅速に行われるよう、これらの資材を活用しながら、医療及び福祉関係者等と連携を強化していく必要があります。

【推進する施策】

○ 子ども、高齢者及び障害者虐待相談窓口との協力体制づくり

支援センターは、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）（以下「児童虐待防止法」という。）による通告、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）（以下「障害者虐待防止法」という。）による通報等への対応を行う市町村、児童相談所、地域包括支援センター等と情報交換を行うなど連携を図ります。

〈子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課〉

○ 医療関係者等の理解の促進

被害者の早期発見と二次的被害の防止を図るため、「医療関係者向けDV被害者対応ガイドライン」を活用した研修を、県医師会、県看護協会等の関係団体と連携して開催するなどし、医師、歯科医師、保健師、看護師等の医療関係者や救急隊員のDV被害者に対する理解の促進に努めます。

〈男女共同参画青少年課〉

○ 民生委員・児童委員等への働きかけ

従来から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員と、人権相談所や「女性の人権ホットライン」による人権相談を行っている人権擁護委員に対し、DVに関するリーフレット等の啓発資材の配布や、研修会等への参加を通じて、理解と協力を求めます。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター、保健福祉課、子ども家庭課〉

【重点目標6】迅速で安全な保護体制の充実

現状と課題

本県では、女性相談所において24時間体制で被害者の受入れに応じる一時保護体制を整えているほか、被害者の様々なニーズに柔軟に対応するよう努めています。

また、県警察では、平成13(2001)年度から全国に先駆け、被害者の応急的なシェルター保護を行い、本人の希望があれば、臨床心理士によるカウンセリングも実施しているほか、避難やその他の措置の教示などの被害者がDV被害を自ら防止するための援助を行っています。

今後も、被害者の安全が確保された上で、緊急避難が円滑に行われるよう、保護体制を充実していく必要があります。

【推進する施策】

○ 緊急時の安全の確保と同行支援

女性相談所においては、24時間体制で被害者の一時保護の受入れを行っています。また、市

町村の支援センターや相談窓口等において、緊急に保護を求めてきた被害者に対し、一時保護が行われるまでの間、警察と連携を図りながら安全な避難場所を提供するとともに、必要に応じて、相談に応じた窓口から女性相談所まで同行支援を行うよう働きかけます。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター、女性相談所〉

○ 一時保護機能の充実

一時保護については、カウンセリング等を通じて入所者を日常的にサポートする心理療法担当職員の資質向上や、より専門的な見地から必要なケアを行う精神科医師による診察機会の拡大を図り、入所者が安心して一時保護期間を過ごせるよう、施設機能の充実に努めます。

また、緊急の場合の受け皿づくりとして、民間シェルター（注4）など、一時保護の委託先を各地に増やしていくことを検討します。

〈子ども家庭課、女性相談所〉

（注4）シェルター

暴力から逃れてくる被害者と同伴者のための緊急避難場所として一時的に提供される施設

○ 一時保護後の対応

被害者が一時保護所を退所した後、健康の回復や生活基盤の安定化等のため、施設において自立に向けた支援の必要がある場合について、被害者の状況に応じて、母子生活支援施設、民間シェルター、ステップハウス（注5）等の活用について助言します。

〈子ども家庭課、女性相談所〉

（注5）ステップハウス

被害者がシェルターで急性期を過した後、本格的な自立生活に移行する前にある程度の支援を受けながら生活する施設

○ 警察による被害の防止措置

警察は、通報等により被害者に対して身体的暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止に当たるとともに、被害者の保護に努めます。また、被害者の意思を踏まえて、加害者を検挙するほか、被害者に被害の届出の意思がない場合であっても、必要に応じて被害者に被害の届出を働きかけます。また、被害の届出をしない場合であっても、当事者双方の関係を考慮した上で、必要性が認められ、かつ、客観的な証拠及び逮捕の理由がある場合には、加害者の逮捕をはじめとした強制捜査を行うことを検討します。刑事事件として立件が困難と認められる場合であっても、加害行為をしていることの自覚を促すなど、沈静化を図る観点から加害者への指導・警告を行うなど被害の発生を防止する措置を講じます。

〈警察本部県民応接課、同子ども女性安全対策課〉

○ 保護命令制度の利用の助言

裁判所が加害者に対して発する被害者への接近等の禁止、住居からの退去等を内容とする「保護命令制度」について、被害者に説明し、被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、申立書の記載方法等についての助言を行います。

その際には、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されることや、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、暴力等の事実等保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができるなどについて説明し、被害者が円滑に保護命令の申立てができるよう助言します。

〈ウィズセンター、女性相談所〉

○ 保護命令の通知を受けた場合の対応

警察及び被害相談を受け付けた支援センターは、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合、連携して、速やかに被害者と連絡を取り、DV被害を防止するための留意事項の情報提供、緊急時の迅速な通報等についての教示を行います。警察は、被害者の親族等への接近禁止命令が発出されている場合は、これらの対象者に対しても同様の教示を行います。

警察は、加害者に対して、保護命令の遵守、保護命令違反時の刑罰法令の適用等について指導・警告を行います。

〈ウィズセンター、女性相談所、警察本部子ども女性安全対策課〉

○ 広域連携の推進

一時保護・施設入所に関する被害者の県境を越えた送り出しや受け入れに際し、円滑に手続が行えるよう、他県との情報交換に努めます。

〈子ども家庭課、女性相談所〉

【重点目標7】同伴家族等への保護と援助

—現状と課題—

家庭内に暴力が存在する場合、身体に暴力を受けていなくてもその心理的影響を考慮して被虐待児であると規定する「児童虐待防止法」に基づき、保護者の同意を得て、同伴する子どもに心理治療等を実施するなど、対応しています。また、一時保護所には幼児のためのプレイルームを設置するとともに、児童相談所と連携した学習面でのサポート等を行っています。

今後は、児童相談所との連携を一層深め、退所後の子ども等に対し、必要に応じて継続したケアを行うことが求められます。

さらに、同居の高齢者又は障害のある人がいる場合には、適切な対応ができるよう、関係機関とも連携していくことも求められます。

【推進する施策】

○ 子どもへの支援

DVが子どもに及ぼす心理的影響は、様々な心身の症状を引き起こす原因となります。そのため、DVのある家庭で育った子どもは、ケア又は治療を当分の間継続して行う必要が生じる場合も少なくありません。このような場合、女性相談所と児童相談所は、より一層連携を密にするとともに、病院や市町村の要対協等とも連携しながら、子どもにとって必要な支援を行っていきます。

また、一時保護所においては、必要に応じて児童相談所と連携しながら、心理療法やカウンセリング、適切な学習機会を提供することに努めます。

さらに、民間団体に委託して、被害者とともに避難している子どもに対する学習支援を行います。

〈男女共同参画青少年課、子ども家庭課、女性相談所〉

○ 高齢者及び障害者虐待防止の推進

「高齢者虐待防止法」及び「障害者虐待防止法」の趣旨の理解を深めるための啓発等を行うとともに、「岡山県高齢者虐待防止ガイドライン」及び「岡山県障害者虐待対応マニュアル」に基づいて虐待防止の推進を図ります。

〈障害福祉課、長寿社会課〉

○ 教育機関・保育所への協力要請等

教育委員会は、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても学齢簿を編製すること

と併せて、学校等を対象とした研修会等において、被害者とその同伴する子どもについて、その置かれた状況について理解を求めるとともに、加害者側からの被害者又は同伴する子どもについての問い合わせに応じないことや接近禁止命令が出された場合の取扱い等について周知します。

また、保育所等についても同様の対応が行われるよう協力要請等を行います。

〈教育委員会、子ども未来課〉

【重点目標8】外国人・障害のある人への配慮

現状と課題

県内で暮らす外国人の生活サポートや地域づくりへの参加促進に向けて、行政機関（国、県、市町村）、民間団体、在日外国人団体、NGO等の連携・協働を図るため、連絡会議の開催等により情報・意見の交換を行っています。

一方で、外国人や障害のある人などは、実際の保護の現場では、言語や障害が壁となり、DVに関する支援情報から疎遠になるケースも考えられます。

さらに、外国籍の被害者には、日本籍の加害者から「故意に日本の文化や習慣を教えない」「在留資格取得手続に協力しない」などの社会的な暴力を受ける場合があり、特別な配慮が必要となっています。

【推進する施策】

○ 外国語・点字等による支援情報の提供

支援センターなど相談窓口を記載したカード等を外国語や点字で作成・提供するとともに、読み上げ可能な県のホームページを活用することにより、外国人や視覚障害のある被害者に対して、公的サポートの周知を図ります。

〈国際課、男女共同参画青少年課、障害福祉課〉

○ 外国語での相談対応

県内で暮らす外国人に対して必要な支援を行うため、岡山県外国人相談センターにおいて、DVに関する相談も含めた生活相談に多言語で対応するとともに、専門的な相談については、関係機関や専門機関への取次ぎを実施します。また、岡山弁護士会や関係機関と連携し、外国人を対象とした無料法律相談を実施します。

外国人の被害者の各機関への相談や一時保護に際し、手続や情報について日本人と同等の理解が得られるよう、必要に応じ、外国語通訳を派遣するなど対応について配慮します。

さらに、外国人のDV被害者を支援する専門通訳者研修を実施し、登録した専門通訳者を活用することにより、適切な支援を行います。

〈国際課、ウィズセンター、子ども家庭課、女性相談所〉

【重点目標9】交際相手からの暴力の防止と被害者保護対策

現状と課題

内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成29（2017）年）によると、交際相手から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかを受けた経験のある人は、女性21.4%、男性11.5%となっており、若い世代の交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」が課題となっています。

県では、デートDVの防止に向けて、民間団体と連携して、若者向けの被害防止のための啓発小冊子を作成・配布するとともに、相談ステッカーを若者が立ち寄る機会の多いコンビニエンスストアに設置するなど、広報・啓発に努めています。また、県教育委員会では、人権教

育においてデートDVを取り上げたり、教職員等を対象とした研修を実施するなど、デートDVへの正しい理解を進めています。

交際相手からの暴力の防止に向け、予防のための教育・啓発、被害相談の実施等になお一層取り組む必要があります。

また、被害者の保護対策については、一時保護所における、問題解決のための助言及び必要な情報提供並びに一時保護を適切に実施する必要があります。

【推進する施策】

○ 若年層に対する教育・啓発の推進

DVの防止には、若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することが有用です。このため、SNS等を活用した啓発を行うとともに、引き続き、高等学校等での人権教育などにおいて若者向け啓発資材の活用を図るとともに、デートDVの正しい理解について、若者やその保護者への普及啓発を推進し、防止に努めます。また、各種研修会等で教職員の理解の増進を図ります。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター、教育庁人権教育課〉

○ 被害者相談の実施と被害者の保護

デートDVの被害者に対して、支援センターその他のDV被害相談窓口において、被害相談を受け付け、必要な助言、情報提供を行っていきます。

中・高校生の相談については、県総合教育センター及び県青少年総合相談センター内の教育相談窓口においても受け付けています。

また、一時保護所においては、デートDVの被害者に対して、必要に応じて、問題解決のための助言及び必要な情報提供並びに一時保護を行います。

〈ウィズセンター、女性相談所、教育委員会〉

基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する環境整備

被害者の中には、自立の見通しが得られず、やむなく加害者のいる家に留まったり、帰ったりすることを選ばざるを得ない人が少なくありません。このような被害者を少しでも減らしていくためには、自立に向けて、被害者の生き方及び意向を尊重した一層の支援が望まれています。

まず、差し当たり必要な住居及び生活費について、公的なサービスを受ける必要がある場合は、不適切な対応による更なる被害（二次的被害）を被ることなく、円滑に窓口での相談・申請を行うことができるような配慮が求められます。

また、裁判所での接近禁止等の保護命令や離婚調停等の手続における二次的被害の防止、民間での多様なサポート、精神面での長期的ケア等の提供が必要です。

【重点目標10】住居の確保に向けた支援

現状と課題

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることが重要です。しかしながら、被害者が加害者から身を隠し自立しようとしても、経済的事情や適当な保証人がいらないなどの理由により、住居の確保が困難な場合があります。

そのため、本県では、被害者が県営住宅の入居を希望する場合、優遇措置を設けるとともに、民間賃貸住宅への入居に際しても、一定の条件の下、必要となる保証人の確保の支援を行っています。

引き続き、このような支援について周知を図るとともに、被害者の意向や状況に応じて市町村とも連携していく必要があります。

【推進する施策】

○ 入居への支援

県営住宅の入居抽選に当たり、一定の要件に該当する被害者については、当選率を優遇する措置を行っています。

また、一時保護している被害者に対しては、民間会社が行う連帯保証代行サービスの保証料を支弁するなど、民間賃貸住宅への入居に際して支援に努めます。

〈子ども家庭課、女性相談所、住宅課〉

○ 市町村への依頼

市町村に対し、DV被害者とその家族を対象にした公営住宅等の優先・優遇措置への協力を依頼します。

〈男女共同参画青少年課 ほか〉

【重点目標11】経済的自立に向けた支援

現状と課題

支援センターにおいて、経済的な自立を目指す被害者に対して、県で実施している就業講座を紹介するとともに、母子家庭等自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の、利用可能な福祉制度について情報提供を行っています。

また、ウィズセンターではハローワークと連携し、被害者に対して就業相談及び求職活動に必要な情報を提供しています。

様々な事情を抱えながら自立しようとする被害者には、企業等の理解・協力を得ながら、一層の支援が必要です。

【推進する施策】

○ 被害者の就業に向けた情報提供

ウィズセンターで行う就業に関する講座の受講を勧めるとともに、ハローワークと連携して、就業相談及び求職活動に必要な情報提供を実施します。

〈ウィズセンター〉

○ 企業等に対する働きかけ

企業や事業主に対して、DVやその被害者の置かれる状況について啓発を行い、被害者が心身の健康を回復し、経済的に自立して生活していくための取組についての理解と協力を求めます。

〈労働雇用政策課〉

○ 福祉事務所等への理解促進

生活保護申請などの福祉の窓口業務において、DV被害者への対応が適切に行われるよう、研修会などの場を積極的に活用してDVへの理解促進を図り、更なる被害（二次的被害）防止や、加害者から被害者の情報を保護するため扶養照会を行わないなど、被害者の立場に立った取扱いの実施について、市町村の窓口も含めて周知を図ります。

〈男女共同参画青少年課、障害福祉課 ほか〉

○ ひとり親家庭支援センター等の活用

ひとり親家庭支援センター、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の利用可能な福祉制度等に関する情報を被害者に提供し、自立を支援します。

〈ウィズセンター、女性相談所〉

【重点目標12】被害者等に関する個人情報保護

現状と課題

住民基本台帳事務における閲覧制限等の被害者等への支援措置については、適正に取り扱われるよう、県内各市町村の住民基本台帳及び男女共同参画担当課、福祉事務所、各警察署等に周知を図っています。

児童・生徒の就学は、基本的には住民基本台帳に基づいて学齢簿が編製され、就学すべき学校が指定されることになっていますが、様々な事情により住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、そこに住んでいるということに基づいて就学を認める取扱いがなされています。相談窓口において、この取扱いについて被害者に情報提供を行うとともに、市町村教育委員会及び学校現場に周知徹底されることが必要です。

【推進する施策】

○ 市町村住民基本台帳担当窓口・福祉事務所等への周知

今後も担当者会議等で周知を図ります。

〈男女共同参画青少年課ほか〉

○ 教育機関・保育所への協力要請等（再掲）

【重点目標13】司法手続に関する支援

現状と課題

被害者が希望に応じて保護命令の申立てや離婚訴訟に臨めるよう、司法手続を進める上で必要となる支援制度に関する情報提供や、弁護士による法律相談を受けることのできる環境が求められます。

【推進する施策】

○ 法律相談の実施

ウィズセンターにおいて、法律相談を行い、被害者の司法上の支援を行います。

〈ウィズセンター〉

○ 法律扶助制度などの周知

パンフレットやホームページ等を活用し、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助（注6）などの司法手続に関する支援制度について被害者への周知に努めます。

〈くらし安全安心課、男女共同参画青少年課 ほか〉

(注6) 民事法律扶助

経済的に困っている方が、法的トラブルにあった時に無料で法律相談を行い（法律相談援助）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（代理援助、書類作成援助）制度で、援助を受けるためには、収入が一定額以下であるなどの条件を満たすことが必要です。

○ 女性の人権相談機関連絡会の活用

支援センターと岡山弁護士会は、女性の人権相談機関連絡会などで定期的にDVや離婚等に係る法的問題に関する意見交換を行っており、引き続き、必要な情報共有を進めながら、DV被害者の支援につなげていきます。

〈ウィズセンター〉

○ 岡山県外国人相談センターにおける相談対応

岡山県外国人相談センターにおいて、DVに関する相談も含めた生活相談に多言語で対応するとともに、岡山弁護士会や関係機関と連携し、外国人を対象とした無料法律相談を実施します。

〈国際課〉

【重点目標14】地域における支援活動

現状と課題

被害者の自立に向けた支援には、行政だけでなく、地域から多様なサービスが提供されることが求められています。

県の養成研修を受講した者をDV被害者サポーターとして位置付け、地域におけるDV防止に向けた取組の充実を図っています。

また、県全域できめ細かな支援がなされるよう、以前から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員、人権擁護委員等にも、DVに関する理解を深めてもらうことが求められています。

【推進する施策】

○ DV被害者サポーター養成研修

地域におけるDV被害者支援の担い手の養成のための研修を行い、受講者にDV被害者サポーターとして登録してもらい、地域における被害者の早期発見・普及啓発に取り組んでいただきます。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター〉

○ 民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）

【重点目標 15】心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援

—現状と課題—

加害者と離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、被害者や同伴家族の精神的ダメージは長期にわたって心身に様々な影響を及ぼすとされています。

現在、被害者に対しては、支援センターで精神科医師等からのカウンセリングを実施するとともに、心理的虐待を受けた同伴する子どもに対しては、児童相談所と連携し、必要な支援を行っています。さらに、被害者等の意向を尊重したケアが継続される必要があります。

【推進する施策】

○ メンタルヘルスケア

支援センターは、保健所や児童相談所と連携して、必要に応じて医療機関の協力も得ながら、被害者と同伴家族のニーズに沿って、精神面での中長期的ケアにつなげます。

〈ウィズセンター、女性相談所ほか〉

○ ステップハウスの提供

被害者が自立した生活を始めるまでの安全な住環境を提供し、心の回復及び生活支援を行うステップハウスを提供します。

〈男女共同参画青少年課〉

○ 自助グループの活動支援

DV体験を有する被害者同士が情報を交換し、交流することで、互いの「自助力」を引き出す効果が得られる場合もあることから、活動場所の提供や支援センター等からの助言、カウンセリングなどを行って、自助グループの活動を支援します。

〈男女共同参画青少年課、ウィズセンター、女性相談所〉

○ 子どもへの支援（再掲）

基本目標IV 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

DV防止法では、被害者の保護に当たっては、支援センター、警察、福祉事務所及び児童相談所等、県や市町村の関係機関等が相互に連携を図りながら協力することとされており、関連する施策を所管する関係機関は、共通認識をもち、日々の相談、被害者の保護、自立支援など様々な段階で、緊密に連携して取り組む必要があります。

また、様々な状況にある被害者一人ひとりのニーズに応じた、多様な支援を行えるようにするため、DVの防止や被害者支援に取り組む民間団体との協働が必要不可欠となっています。

【重点目標16】施策調整機能の強化

現状と課題

DVの防止や被害者の救済、自立支援に関する施策は、広範多岐にわたっており、様々な視点や分野から県行政の担当部署間の連携・調整が必要です。

そのため、県、県教育委員会、県警察の関係課で構成する「岡山県DV対策会議」において、DV対策に関する課題を検討し、関係施策の効果的な推進を図っています。

また、支援センターや福祉事務所、児童相談所及び民間団体等DV被害者の支援に取り組む機関による「DV被害者保護支援関係機関連絡会議」等において、支援に必要な情報の共有を図るとともに、機関相互の連携を強めていく必要があります。

【推進する施策】

○ 岡山県DV対策会議の活用

県（知事部局）、県教育委員会、県警察の横断的組織である「岡山県DV対策会議」において、DVの防止と被害者の保護に関する対策や中長期的な課題について検討するとともに、県基本計画に基づく施策・事業の進捗状況を管理します。

（男女共同参画青少年課）

○ 県配偶者暴力相談支援センターの機能強化（再掲）

○ DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化

支援センター、福祉事務所、児童相談所、民間団体等からなる「DV被害者保護支援関係機関連絡会議」及びDV相談担当職員専門研修を通じて、相互の連携を強化します。

また、保護命令制度の運用において調整を要する事項に関して、「女性の人権相談機関連絡会」を活用し、具体的な事案について対応策や関係機関の連携方法等の検討を行うなど、関係者の更なる資質向上を図ります。

（ウィズセンター、女性相談所）

【重点目標17】市町村の施策との連携強化

現状と課題

市町村において、DV防止と被害者の保護に関する基本計画の策定と支援センターの設置が努力義務とされており、市町村のDV対策が効果的に推進されるよう基本計画の策定・見直しを行うとともに、支援センターの設置を促進する必要があります。

県では、市町村基本計画の策定・見直しについて必要な支援を行うとともに、市町村によるDV対策に関する施策との連携強化を図っていく必要があります。

【推進する施策】

○ 市町村基本計画との調整と策定支援

市町村の基本計画は、国の基本方針に即し、県の基本計画を勘案して定めることとされていることから、市町村における基本計画の策定・見直しが円滑に進むよう必要な情報提供や助言を行います。

（男女共同参画青少年課）

○ 市町村配偶者暴力相談支援センター等との連携と支援（再掲）

【重点目標18】職務関係者の資質向上への取組強化

現状と課題

DV被害者の援助に対しては、DV被害者保護支援関係機関連絡会議等を利用し、窓口担当者間の情報の交換・共有に努めています。

また、福祉関連施策の現状、県営住宅の優遇措置、秘密の保持に関する取扱い等をはじめ、被害者が利用可能な施策等について、窓口担当者に十分な知識の習得が図られるとともに、関係職員間の連携も一層緊密にしていく必要があります。

【推進する施策】

○ 相談窓口担当職員研修

支援センターや市町村、福祉事務所、児童相談所、保健所、警察署等の職員の資質向上に向けて、外部の専門家による実態に即した研修を行うとともに、被害者に具体的で有益な助言を行えるよう、関連支援情報についての共有を図ります。

（男女共同参画青少年課 ほか）

○ DV被害者保護支援関係機関等ネットワークの強化（再掲）

【重点目標19】民間団体との協働

現状と課題

県とDVの防止・被害者支援を目的としたボランティア・NPOとは、委託事業の実施などを通じて、対等な立場で緊密に連携を図りながら、DV防止の普及啓発や被害者の自立支援に取り組んでいます。

こうしたボランティア・NPOの豊富なノウハウを共有するとともに、医療関係者や福祉関連ボランティアなどの団体等にもDVの防止や被害者支援のための協働の輪を広げていくことが必要です。

【推進する施策】

○ 医療関係者等の理解の促進（再掲）

○ 民生委員・児童委員等への働きかけ（再掲）

○ DV防止・被害者支援団体との連携強化

DVの防止に取り組む団体に委託し、ステップハウスの提供、被害者の子どもに対する学習支援等、DV被害者の自立に向けた支援を行います。

また、DVの防止及び被害者の保護については、民間団体も重要な役割を担っていることから、民間団体の意見を聴取し、施策に反映するとともに、民間団体と支援センターが情報を共有することにより、被害者の多様な状況に機動的に対応していきます。

【重点目標 20】苦情への適切な対応

■現状と課題

DV防止法では、DVに関する相談や一時保護等にかかる職員の職務の執行に関して、被害者から苦情の申出を受けたときは適切かつ迅速にこれを処理することが求められています。

【推進する施策】

○ 苦情への対応

被害者からの苦情の申出については、誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するとともに、申立者に対し処理結果や状況を説明するなど説明責任を果たします。

〈男女共同参画青少年課 ほか〉